更生計画認可

平成２１年（ミ）第１号

大阪市住之江区南港北１丁目14番16号

更生会社　株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング

１　決定年月日　平成22年３月29日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１　更生計画案の基本方針（省略）

第２　更生担保権に関する権利の変更と弁済方法

１　更生担保権

確定した更生担保権者及び更生担保権額（以下「確定更生担保権額」という）は、別表４－１「更生担保権弁済計画表（貸付金）」及び別表４－２「更生担保権弁済計画表（リース債権）」の「債権者名」及び「確定債権額」欄記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。

⑴　別表４－１記載の更生担保権(貸付金)

更生担保権者総数　８名

確定更生担保権総額

金60億7399万4707円

⑵　別表４－２記載の更生担保権（リース債権）

更生担保権者総数　２名

確定更生担保権総額　金4662万9144円

２　一般条項

⑴　別表４－１記載の更生担保権(貸付金)

ア　権利の変更

権利の変更をしない。

イ　弁済方法

確定更生担保権額を、平成22年６月末日に一括して弁済する。

⑵　別表４－２記載の更生担保権（リース債権）

ア　権利の変更

権利の変更をしない。

イ　弁済方法

確定更生担保権額を、平成22年６月末日に一括して弁済する。

３　個別条項

⑴　権利の変更

別表４－１「更生担保権弁済計画表(貸付金)」及び別表４－２「更生担保権弁済計画表（リース債権）」記載の各更生担保権は、権利の変更を受けない。

⑵　弁済方法

別表４－１「更生担保権弁済計画表(貸付金)」及び別表４－２「更生担保権弁済計画表（リース債権）」記載の各更生担保権者に対し、同表「弁済額」欄記載の金額を、平成22年６月末日に一括して弁済する。

第３　更生債権に関する権利の変更と弁済方法

１　確定更生債権

確定した更生債権者及び更生債権額（以下「確定更生債権額」という）は、別表５－１「更生債権弁済計画表(一般更生債権)」、別表５－２「更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」、別表５－３「更生債権弁済計画表（約定劣後更生債権）」、及び、別表５－４「更生債権弁済計画表(租税等の請求権)」の「債権者名」及び「確定債権額」または「確定敷金更生債権額」欄記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。

⑴　別表５－１「更生債権弁済計画表（一般更生債権）」記載の更生債権

更生債権者総数　26名

確定更生債権総額

金504億5369万6314円及び額未定

（内訳）

元本及び開始決定日の前日までの利息・損害金　金454億9054万8177円

開始決定日以降の利息・損害金

金49億6314万8137円及び額未定

⑵　別表５－２「更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」記載の更生債権

更生債権者総数　42名

確定更生債権総額

金31億3952万0711円

⑶　別表５－３「更生債権弁済計画表（約定劣後更生債権）」記載の更生債権

更生債権者総数　１名

確定更生債権総額　金75億円

⑷　別表５－４「更生債権弁済計画表（租税等の請求権）」記載の更生債権

更生債権者総数　１名

確定更生債権総額　金34万1700円

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　別表５－１「更生債権弁済計画表（一般更生債権）」記載の更生債権

ア　権利の変更

更生計画認可決定の時に、次の①と②の金額について、その全額の免除を受ける。

①　元本及び開始決定日の前日までの利息及び損害金（以下「元本等更生債権」という）の合計額について、下表を適用して算出した額

債　権　額	免除率
200万円以下の部分	0%
200万円超2000万円以下の部分	60%
2000万円超の部分	97%

②　開始決定日以降の利息及び損害金（以下「開始後の利息・損害金」という）は、その全額

イ　弁済方法

元本等更生債権のうち、前記アに定める免除額を控除した残額を、平成22年６月末日に一括して弁済する。

⑵　別表５－２「更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」記載の更生債権

ア　権利の変更

①　更生計画認可決定前に敷金返還請求権が具体化する場合

更生計画認可決定の時に、別表５－２「更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」の「差入敷金額」欄記載の金額（以下「差入敷金額」という。但し、明渡時において更生債権者が更生会社に対して負担する未払債務・原状回復費用等（以下「未払債務等」という）の充当前の額。以下同じ。）から法48条３項に基づいて共益債権とされる額（以下「共益債権化額」という）を控除した残額(以下「確定敷金更生債権額」という）について、前記⑴ア①の表を適用して算出した額の免除を受ける。

但し、差入敷金額から未払債務等を控除した金額（以下「具体的敷金額」という）が免除額を下回るときは、具体的敷金額の全部について免除を受ける。

②　更生計画認可決定後に敷金返還請求権が具体化する場合

更生計画認可決定の時に、差入敷金額から共益債権化額を控除した残額（確定敷金更生債権額)について、前記⑴ア①の表を適用して算出した額の免除を受ける。

イ　弁済方法

①　更生計画認可決定前に敷金返還請求権が具体化する場合

具体的敷金額から前記ア①に定める免除額を控除した残額を、平成22年６月末日に一括して弁済する。

②　更生計画認可決定後に敷金返還請求権が具体化する場合

確定敷金更生債権額から前記ア②に定める免除額を控除した残額（更生債権権利変更後敷金額）に、共益債権化額のうち弁済未了の額を加算した金額（以下「権利変更後敷金額」という）を、平成22年６月末日または当該敷金返還請求権が具体化した日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日に一括して弁済する。但し、明渡時において更生債権者が更生会社に対して負担する未払債務等が存したときは、権利変更後敷金額から未払債務等を当然に控除して弁済すれば足りるものとする。

ウ　特則

①　敷金返還請求権の移転に関する定め

更生計画認可決定後に、賃貸人たる地位の移転とともに敷金返還請求権が新賃貸人に承継された場合においても、前記ア記載の権利の変更及び同イ記載の弁済方法は影響を受けない。

②　複数の敷金返還請求権を有する場合

更生債権者が複数の敷金返還請求権を有する場合は、権利の変更及び弁済方法については、下記⑸の定めを適用する。